

## トピックス

ダブル  
受賞!!

第41回  
(平成21年度)

中部建築賞 一般部門

入選  
(入選4回目)

第18回

愛知まちなみ建築賞

受賞  
(受賞3回目)



建物内部

### ECO-35

建築主/三五コーポレーション 株式会社  
取締役社長 恒川 幸三  
設計者/株式会社 浦野設計  
代表取締役社長 浦野 廣高  
施工者/株式会社 日東建設  
代表取締役社長 柏木 博喜

#### 選考基準

- ・中部建築賞…中部圏域の地域社会の発展に寄与し、かつ「持続可能な社会」を目指すという時代の要請に対応し、地域と環境に根ざした優れた作品に対して与えられる賞
- ・愛知まちなみ建築賞…良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物、または、まちなみに与えられる賞

# NITTO INFORMATION

VOL.22



中部交通共済協同組合 本部ビル  
(平成22年3月31日竣工)  
名古屋市中区/鉄骨造 地下1階・地上7階  
延べ面積5318.78㎡

#### 特集

住宅エコポイントの概要について

#### トピックス

第41回(平成21年度)中部建築賞  
一般部門 入選(入選4回目)

第18回愛知まちなみ建築賞  
受賞(受賞3回目)

  
**NITTO**  
日東建設

URL <http://www.nitto-kensetsu.co.jp> ISO9001/14001 認証取得

「外断熱」に関する情報は、日東建設のホームページ  
をご覧ください。  
(URL <http://www.nitto-kensetsu.co.jp>)  
またパンフレット及びビデオも用意しておりますので、  
気軽に企画開発担当者まで申し付け下さい。



伝統を軸に未来へ

株式会社 日東建設

TEL (052) 321-5501 (代表)

## 〈住宅エコポイントの対象拡充〉

NEW!

から申請受付を開始しています。

### 1. ポイントの発行対象となる工事の期間

#### (1) エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成23年12月31日に建築着工(根切工事又は基礎杭打ち工事の着手)したものを対象とします。

#### (2) エコリフォーム

平成22年1月1日～平成23年12月31日に工事に着手(ポイント発行対象工事を含む工事全体の着手)したものを対象とします。

### 2. ポイント発行の申請期限等

#### (1) ポイント発行の申請期限

工事種類	建て方等	ポイント発行の申請期限
エコ住宅の新築	一戸建ての住宅	平成24年6月30日まで
	共同住宅等	階数が10以下 平成24年12月31日まで
階数が11以上 平成25年12月31日まで		
エコリフォーム	一戸建ての住宅 共同住宅等	平成24年3月31日まで

#### (2) ポイントの交換申請期限

平成26年3月31日までポイントの交換申請をすることができます。

### 3. ポイントの発行対象及び発行ポイント数 NEW!

- 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず、対象とします。
- 国からの補助を受けて窓や外壁等の断熱工事を行っている場合(長期優良住宅に関する各種補助事業、省CO2推進モデル事業等)は、ポイントの発行対象外です。
- ポイントが発行された住宅であっても、要件を満たせば税制特例や融資の優遇を受けることができます。

### (1) エコ住宅の新築

#### a) 発行対象

次のA又はBに該当する住宅の新築工事をポイントの発行の対象とします。

##### A 省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

外壁、窓等の断熱性能に加えて、給湯設備や冷暖房設備等の建築設備の効率性について総合的に評価して得られる一次エネルギー消費量が、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号))に基づく住宅事業建築主の判断の基準(以下「トップランナー基準」という。)に適合する新築住宅を対象とします。

##### B 省エネ基準を満たす木造住宅

省エネ基準を満たす外壁、窓等を有する木造住宅を対象とします。木造住宅であるかどうかの判断は、確認済証、建築工事届等において、「主たる建築物の構造」が「木造」と記載されているかどうかによるものとします。

#### ※ 太陽熱利用システムの設置

平成23年1月以降に建築着工したA又はBに該当する住宅に設置する太陽熱利用システムを対象とします。ただし、使用する太陽熱利用システムは、一定の集熱性能等が確認された強制循環型のもので、住宅エコポイント事務局に登録されたものが対象となります。

#### b) 発行ポイント数

1戸あたり300,000ポイント

太陽熱利用システムを設置した場合は1戸あたり320,000ポイント

### (2) エコリフォーム(A～Fの合計=300,000ポイントを一戸あたりの限度とします。)

次のA又はBの改修工事をそれぞれポイントの発行の対象とします。また、A又はBの工事と一体的に実施する場合に限って、C～Fの工事をポイントの発行対象とします。なお、D～Fの工事については、平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体に着手したものがポイントの発行対象となります。

- A 窓の断熱改修
- B 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修
- C バリアフリー改修  
(50,000ポイントを一戸あたりの限度とします。)
- D 太陽熱利用システムの設置  
(20,000ポイントを一戸あたりの限度とします。)
- E 節水型トイレの設置  
(20,000ポイントを一戸あたりの限度とします。)
- F 高断熱浴槽の設置  
(20,000ポイントを一戸あたりの限度とします。)

### 4. ポイントの申請方法

- ポイントの申請は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)が、住宅エコポイント事務局に対して行うものとし、全国約4,000箇所の申請窓口(指定住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店)における申請(持参)、住宅エコポイント事務局への郵送による申請のいずれかの方法で行います。
- 個人・法人の別、また、建築主・購入者の別によらず、申請することができます。
- 新築住宅を対象としてポイントの発行申請ができるのは、住宅の所有者がかわっても、一戸につき、一回のみとします。

